

第1回 知立市立地適正化計画策定委員会

## 議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和5年8月23日(水)  
14時00分～16時15分  
開催場所 中央公民館 中会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

・委員数 11名 ・出席者 11名 ・欠席者 0名

	氏名	出席	欠席
中部大学 教授	磯部 友彦	○	
名城大学 教授	鈴木 温	○	
都市計画審議会 会長	隅田 薫	○	
名鉄バス(株) 運輸本部首席交通企画官	大野 淳	○	
社会福祉協議会 事務局長	横井 宏和	○	
商工会 会長	新美 文二	○	
防災ママかきつばた 代表	高木 一恵	○	
区長会 代表	渡部 亜津佐	○	
市民	山下 徹也	○	
市民	竹山 ほのか	○	
知立市農業委員会 会長	石原 國彦	○	

(3) 出席オブザーバー

愛知県都市計画課 課長補佐	富永 正輝
知立建設事務所 企画調整監	河合 敦
企画部長	松永 直久
危機管理局長	望月 良修
福祉子ども部長	瀬古 俊之
保険健康部長	市川 敏一
市民部長	小栗 朋広
建設部長(代理土木課課長補佐)	岩城 弘幸
上下水道部長	天野 泰志
教育部長	寺田 秀彦
都市整備部長	高木 清充
都市整備部次長	今満 欣貴

(4) 事務局

都市計画課長	石原 英泰
都市計画課課長補佐	園部 了
都市計画課都市企画係主事	金原 苑子

(5) 傍聴人 0名

(6) 会議に付した議題及び内容

1. 委員長の選任及び副委員長の指名について
2. 知立市立地適正化計画の改定について
3. その他

(7) 配布資料

- ・ 次第
- ・ 知立市立地適正化計画策定委員会 委員名簿
- ・ 第1回知立市立地適正化計画策定委員会 配席表
- ・ 知立市立地適正化計画策定委員会 第1回 資料

## 「議事の概要及び経過」

### 【事務局】

みなさまこんにちは。定刻となりましたので、ただ今より第1回知立市立地適正化計画策定委員会をはじめさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の石原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところご参集賜りまして誠にありがとうございます。また、この度は当委員会の委員就任にご承諾いただきまして併せて御礼申し上げます。

今回が第1回目の委員会でございますので、私から委員の皆さんの紹介を名簿順にさせていただきます。

### (委員の紹介)

以上11名で委員会を組織してまいります。よろしくお願いいたします。

また、オブザーバーの方々にも本日出席をしていただいております。オブザーバーの方々につきましては、名簿にてご紹介とさせていただきますと思います。

本日の出席委員は11名です。委員総数の11名の過半数に達しておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、本委員会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。

また、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条第1項第2号に基づき、今回の会議は原則公開とさせていただきます。

なお、同条のただし書きの規定により、非公開情報、個人情報等を審議していただく場合は、非公開とさせていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは始めに、知立市長より挨拶を申し上げます。

### 【市長】

本日はご多忙の中、知立市立地適正化計画策定委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

知立市では、平成29年度に都市機能や生活支援施設を誘導する都市機能誘導区域や居住誘導区域などを位置づけた立地適正化計画を策定いたしました。

そうした中で、今年度は策定から概ね5年が経過したために、中間評価を行っていくということ、また、新たに上重原町蔵福寺地区、主にパティオ周辺ですが、市街化編入による居住誘導区域の見直しを行ってまいります。

また、あわせて、頻発する風水害の対応を防災指針として、立地適正化計画に新たに記載するなどの改定も行っていきたいと考えているところでございます。

この立地適正化計画は、より持続可能で効率的なまちづくりを目指すという視点で、非常に重要な計画でございます。

忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

この機会を活用させていただき、現在の名鉄知立駅周辺の状況をご報告させていただきます。

鉄道高架事業につきましては、名鉄名古屋本線の豊橋方面が3月に高架化されました。踏切の遮断時間が、名古屋本線に限って言えば、大きく軽減されております。

これから、三河知立駅が竜北中学校あたりに移設されますが、移設にあわせて、市民のみならず、まに名前や色々なメッセージを入れられるブロックを購入していただき、駅前広場に設置するイベントを企画しています。

今後、名鉄名古屋本線の名古屋方面や名鉄三河線の豊田方面が高架化され、着実に効果が発現されてまいります。

駅については、2階が名古屋本線、3階は乗換え専用、4階が三河線ということで、非常に高い駅舎となり、三河線からは非常に見晴らしが良い新たなランドマークタワーとなってまいります。そして、市民の皆様とともに、エリアプラットフォームという組織を立ち上げ、にぎわいづくり、魅力づくりを進めていただいております。

今、2つの社会実験をしております。一つは、企業バスの仮設発着場を整備しています。知立駅周辺は、学校バスや企業バス、路線バスなどたくさんのバスが利用されているため、電車のターミナルのみならず、バスのターミナル機能の強化もしていき、そしてご利用される方々に知立市周辺で経済活動をしていただく、そんな環境づくりの一つとして、バスのターミナル機能の強化という意味で社会実験をしております。

もう一つの社会実験は、駅周辺でマルシェなどのイベント広場での開催であります。

現在でも道路予定地で定期的にマルシェなどを開催しておりますが、もう少し駅の近くで開催しようということで、店舗跡地に人工芝を敷いてまいります。そこでマルシェ以外にも、卓球大会や空手の瓦割り、ヨガ教室、合唱をやりたいなど、色々なご要望をいただいております。知立駅に来れば毎日何かが開催されている、何か活動が行われている、そんな環境を作ってまいりたいと思っております。

このように名鉄知立駅周辺が大きく変わる中で、本日から審議をしていただきます立地適正化計画は非常に知立市にとって重要な計画になってまいります。

どうぞ、知立市らしい、知立市にふさわしい立地適正化計画になりますこと、また、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

市長はここで退席させていただきます。

次節をご覧ください。次第1「委員長の選任及び副委員長の指名」に入ります。

知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項に「委員長は、委員の互選により定める」とありますので、委員長の選任をさせていただきたいと思っております。

委員長の選任につきまして、どなたかご意見はございませんでしょうか。

#### 【隅田委員】

委員長には知識と経験のある磯部委員が適任かと思っております。

#### 【事務局】

ありがとうございます。

ただいま、委員長に磯部委員との意見がございました。委員長は磯部委員にお願いするということで、皆様いかがでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【事務局】**

ありがとうございます。

「異議なし」というご発言をいただきましたので、委員長は磯部委員に決定させていただきたいと思います。

それでは、磯部委員長、委員長席にご移動頂けますようお願いいたします。

早速ではございますが、磯部委員長にご挨拶をいただき、以降の議事に入っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【磯部委員長】**

ただ今、委員長として選任されました磯部でございます。

この立地適正化計画というのは、ある意味で先の長い計画でございます。これからのまちづくりというのは、人口が増えてきた時代のまちづくりのやり方とは違う方法で進めないといけない側面があります。しかし、それは今までに誰も経験したことがありません。

そういう中で、今あるまちを使い続けながらも、今までと違った形のものを持っていかななくてはならない、という意味で、まちの適正化が必要になってきます。似たような意味で最適化という言葉がありますが、最適化というのは、ある条件が決まっており、しっかりと目標が決まっていると、最適化で答えが1つ出ます。しかし、条件もばらばらで、目標も多様化する時代になってきたので、世の中の全体を見通しても、最適化は難しくなりました。そうなったときに適正化していくことが必要になります。適正化は、間違っただけをしてはいけない、そのように思っただければ良いと思います。

経験したことのない状況なので、何が間違っただけなのかかわからないということもありますが、このまちに住み続けるためには何が必要か、そんなことを議論していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

この後の進行は磯部委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

**【磯部委員長】**

それでは、私の方で進行をさせていただきます。

まず、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項に基づいて、委員の中から副委員長を指名させていただきます。

副委員長には、都市計画・地域計画に精通しておられます鈴木温委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。それでは、鈴木委員お願いいたします。なお、本日の議事録署名人を隅田委員と横井委員にお願いしたいと思います。事務局の方で議事録を作成し、原案を作りますので、後日確認をお願いします。

続きまして、次第の2「知立市立地適正化計画の改定について」について事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、知立市立地適正化計画の改定についてご説明させていただきます。

まず、Ⅰ.立地適正化計画の概要と策定方針等、Ⅱ.居住誘導区域の拡大、Ⅲ.中間評価（目標値の状況）を私、金原から説明させていただきます。

はじめに、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき策定する、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、都市交通の充実に関する包括的なマスタープランです。

知立市におきましても、

■人口減少・少子高齢化においても、現在の暮らしやすさを維持・充実していくため

■中心市街地のにぎわいと活力を高め、維持していくため

に平成29年度に知立市立地適正化計画を策定しました。

次に立地適正化計画の概要について、立地適正化計画を策定することにより、人口が減少する地方部においては、次の基本的な考え方のもと、住民が公共交通により生活サービスにアクセスできるなどのコンパクトシティの推進を目指すとされています。

■医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるようにすること

■その周辺や公共交通の沿道に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにすること

■災害ハザードエリアにおける開発規制及び移転の促進、災害リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導、避難路・避難場所の整備等を組合わせて、より安全な居住の確保を図ること

■拠点へのアクセス及び拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の充実に図ること

■拠点の周辺部にあっては、更なる市街化を抑止しつつ、多様なライフスタイルに対応したゆとりある都市生活の場等として地域づくりを進めること

が立地適正化計画の基本的な考え方です。

知立市立地適正化計画策定後の、令和2年の都市再生特別措置法改定により朱書きの内容が新たに追加されました。

都市再生特別措置法に示されている立地適正化計画の記載内容について、説明します。

この図は国交省のパンフレットにある模式的な図ですが、黄色で塗られている区域が市域＝都

市計画区域です。青の点線が市街化区域の線、内側が市街化区域、外側が調整区域となります。立地適正化計画では、市街化区域内に、居住誘導区域を設定します。居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域です。

その居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定します。都市機能誘導区域とは、商業、医療、福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

さらにその都市機能誘導区域に誘導する都市機能誘導施設を設定します。

その他、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性である「立地適正化に関する方針」、居住を誘導するための施策や都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策である「誘導施策」、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針である「防災指針」、が記載事項として挙げられています。

令和2年の都市再生特別措置法改定ではこの「防災指針」が記載事項として追加されました。

それでは、今回の立地適正化計画の改定の内容について、説明させていただきます。

今回の改定では、大きく分けて3つのポイントで改定を行っていきます。

①居住誘導区域の拡大、知立蔵福寺地区において土地区画整理事業によるまちづくりを行う予定です。今年3月に市街化編入されたことを受けて、居住誘導区域の拡大について検討します。

②中間評価（目標値の状況）、本計画では、立地の適正化に関するまちづくりの目標を達成するための目標値を設定しており、達成状況を評価するために目標値の状況を確認します。なお、知立市の将来人口が更新されていることも踏まえて目標値の確認を行います。

③防災指針の策定、防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する指針であり、立地適正化計画制度の変更にともない防災指針を立地適正化計画に記載することとなったため検討を進めます。本日は、以上3つのポイントについて協議いただきます。

次に立地適正化計画改定の策定体制について説明します。

立地適正化計画の改定にあたっては、庁内関係部局の職員により構成する立地適正化計画策定部会と、多様な関係者で構成された立地適正化計画策定委員会を置き、計画の方向性について協議・調整をしながら、市民や都市計画審議会からの意見を反映させつつ、検討を進めていくこととします。

改定のスケジュールにつきまして、7月26日の第1回立地適正化計画策定部会を経て、本日の第1回立地適正化計画策定委員会を開催しております。今後、10月3日に第2回策定部会、10月25日に第2回策定委員会を予定しています。第2回策定委員会までの協議結果を11月10日の都市計画審議会にて意見聴取、1月上旬から2月上旬にパブリックコメントを行います。

2月上旬の第3回策定部会、3月上旬の第3回策定委員会で計画の最終決定を行い、3月下旬から4月上旬に公表を予定しています。

改定に関する説明に先立ち、都市構造の課題整理について説明します。

立地適正化計画の改定にあたり、人口、土地利用、産業構造、中心市街地、都市機能施設、都市交通、財政状況の観点から都市の現状分析を行いました。

分析結果から、集約型都市構造の構築、より安全な居住の確保を図っていく上で、

課題1：現状の市街化区域の人口集積度の高さの維持

課題 2：中心市街地での人口定着の促進

課題 3：中心市街地での 3 次産業の集積促進

課題 4：市街化区域内に居住する市民の暮らしやすさの維持・充実

課題 5：高齢社会に向けて自動車依存を下げ、歩行環境を充実

課題 6：災害ハザードが想定される区域での防災・減災対策

の課題解決が必要です。課題 6 については、防災指針策定に伴い追加した内容です。

ここからは、先ほど挙げさせていただきました改定のポイントにつきまして、それぞれ説明させていただきます。今からの説明にきましては、資料の 17 ページをご覧ください。

居住誘導区域の拡大について、知立蔵福寺地区が 2023 年 3 月 17 日告示により市街化編入されております。本地区は、都市計画マスタープランにおいて居住促進地区に位置付けられており、知立駅から概ね 1 km と公共交通へのアクセス性が高い地区です。また、土地区画整理事業により、道路や公園等の整備にくわえ、生活支援施設の誘致などを行うとともに、文化会館（パティオ池鯉鮒）、上重原保育園が区域内に立地しており、周辺住居地域と同等な人口密度の確保が可能であることから、居住誘導区域の設定方針にも合致し、浸水区域を含まない地区としてあらたに居住誘導区域に設定します。図の赤点線で囲われた地区が知立蔵福寺地区です。知立蔵福寺地区を含めた黄色で表示されている区域に居住誘導区域を拡大します。

知立市立地適正化計画では、居住誘導区域内に居住を誘導するための施策として、3 つの施策を記載しています。資料の 18 ページをご覧ください。

施策 1：快適なまちなか居住環境整備では、都市基盤整備により都市機能誘導施設の立地誘導を図るとともに、まちなかの良好な住環境を整備することとしています。

今回の改定では、主な都市基盤整備事業および居住環境整備事業に、計画中の

- ・知立蔵福寺土地区画整理事業
- ・(仮称) 知立鳥居土地区画整理事業

を追加します。

施策 2：良好な住環境の形成および居住促進では、「民間を含めた保育所や児童館等の子育て支援機能の誘導や充実、各小学校の隣接地への児童クラブ移転設置の検討等、子どもが住みやすい環境づくりにより、流出の多い子育て世代の居住促進を図る」内容を改定に併せて追加記載します。

また、「老朽化が進む都市計画道路や都市計画公園等の都市施設について、計画的に改修を図る」内容も追加記載します。

施策 3：公共交通施策と連携した居住環境の向上については、現行計画から記載の変更はありませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、中間評価（目標値の状況）について説明します。

ここからの説明は、資料の 19 ページをご覧ください。

立地適正化計画では、計画の進捗状況を調査、分析するため目標値を設定し、概ね 5 年ごとに目標値の評価・分析を行っていきます。知立市では 2 つの目標値を設定しています。

目標値①居住誘導区域の人口密度については、策定（2015 年）時 66.4 人/ha に対し、中間値（2020 年）で知立蔵福寺地区を含まない居住誘導区域変更前 67.8 人/ha、知立蔵福寺地区を含む居住誘導区域変更後 66.2 人/ha となっています。

居住誘導区域の拡大に加え、人口ビジョンが第 2 期に更新され、想定される人口が増加したこ

とから、目標値を2027年で68.4人/ha、2037年で69.8人/haに修正します。

目標値②知立駅の乗車人員については、策定（2015年）時16,112人/日に対し、中間値（2020年）で12,280人/日となっています。

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で乗車人員が減少しておりますが、2019年以前は人口の増加にあわせ伸びている傾向も見受けられることから、人口ビジョン第2期の更新に併せ、2027年で16,624人/日、2037年で16,917人/日を目標値としています。

次に、目標値の達成により期待される効果について説明します。

ここで、一部資料の訂正がございます。資料の19ページ、右ページの居住誘導区域内の生活支援施設数の表につきまして、商業施設の現況施設数が42施設となっておりますが、正しくは44施設です。それに伴いまして、合計が137施設ではなく、正しくは139施設となります。お手数をおかけしますが、御手元の資料修正をお願いいたします。

それでは説明に戻らせていただきます。

①居住誘導区域の人口密度目標達成による効果について、居住誘導区域内人口密度を維持することにより、現存する生活支援施設数が維持され、現状の集積効果による生活利便性が維持されるという効果が期待されます。

現況値で居住誘導区域内人口密度が66.2人/haに対し、生活支援施設数が139施設、将来値で居住誘導区域内人口密度が69.8人/haに対し、生活支援施設数が139施設であり、将来的に生活支援施設数は維持されていくことが想定されます。

②知立駅の1日あたりの乗車人員目標達成による効果について、知立駅の利用者の増加は、市内外の通勤・通学利用に加え市内の中心市街地での商業、業務施設、また、従業者数の増加等に波及し、中心市街地の賑わい創出の効果があると考えられます。現況値では、事業所数812事業所、従業者数8,338人であり、知立駅の乗車人員数の増加に伴い、将来値を事業所数845事業所、従業者数8,604人としています。

以上が、Ⅰ.立地適正化計画の概要と策定方針等、Ⅱ.居住誘導区域の拡大、Ⅲ.中間評価（目標値の状況）までの説明となります。

続きまして、防災指針の策定に関して都市計画課の園部から説明します。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

また、都市計画運用指針において、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

そこで立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。知立市においては土砂災害や津波に対する被害が想定されていないので防災指針の対象外とします。地震については知立市地域防災計画や知立市国土強靱化地域計画等の関連計画で対応することとします。

知立市においては、洪水や高潮による災害が想定されており、洪水に関して支川を含めた浸水を想定した洪水浸水予想図を用いて分析を行いました。計画規模は50～100年に1度発生する降雨と想定最大規模は概ね1000年に一度程度発生する降雨で分析を行いました。

高潮に関しては500年から数千年に一度発生する高潮による浸水で分析を行いました。

続きまして、資料の21ページに移ります。

浸水深と人的被害リスクのイメージ図より、床上浸水となる浸水深 0.5m、1 階部分が水没し 2 階部分への垂直非難が困難となる浸水深 3.0m を目安として分析を行いました。また、浸水継続時間と避難生活環境より、3 日以上浸水が続くと健康障害の発生や生命の危機が生じる恐れがあるとされています。

ここから災害リスクの分析を行っていきます。逢妻川流域の浸水予想図に関して説明を行います。逢妻川流域の計画規模での浸水予想図が上段、想定最大規模での浸水予想図が下段となっています。青系の色が床上浸水する 0.5m 以上の浸水深を、赤系の色が垂直非難が困難となる 3.0m 以上の浸水深を示しています。計画規模、想定最大規模ともに逢妻川や水干川流域の逢妻町、西町、山屋敷町などの市街化区域内において 0.5m 以上の浸水や 3.0m 以上の浸水が想定されています。逢妻男川流域に関しても八橋町の市街化区域において 0.5m 以上の浸水が想定されています。

浸水継続時間に関して、上の図をご覧ください。浸水が 3 日以上続くエリアがオレンジ色で示されますが、今回知立市においては、浸水が 3 日以上続くオレンジ色の区域はありませんでした。

また、逢妻男川や水干川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域、こちらの青線で示されているところが家屋倒壊等氾濫想定区域になるのですが、一部でみられる状況となっています。

続きまして、資料の 22 ページとなります。

猿渡川流域の計画規模での浸水予想図が上段、想定最大規模での浸水予想図が下段となっています。計画規模においては市街化区域内で 0.5m 以上の浸水は見られませんが、想定最大規模では牛田町や西中町などの市街化区域内において 0.5m 以上の浸水が想定されています。

猿渡川流域の浸水継続時間に関して、上の図をご覧ください。先ほどと同じく、浸水が 3 日以上続く区域はありませんでした。また、猿渡川や割目川、吹戸川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域がみられます。

続きまして、高潮による浸水は、市街化区域の一部（西中町）において 0.5m 以上の浸水が想定されています。逢妻川流域では高潮による浸水は想定されていません。

続きまして資料の 23 ページに移ります。

知立市において、想定されている洪水や高潮などによる浸水予想図と建物や公共施設などの都市情報を重ね合わせ、防災上の課題を整理していきます。

課題の 1 つ目として、垂直避難が困難な建物の分布がみられ、浸水の軽減や事前の避難行動が必要、が挙げられます。図の中のオレンジで示されている建物が、垂直避難が困難な住宅を示しています。黒丸で囲ったエリアで垂直避難が困難な住宅が分布しています。このようなエリアにおいては、河川改修などのハード整備の継続的な実施に加えて、事前の避難を的確に行なうことで安全確保を行っていく必要があります。

続きまして、資料の 24 ページになります。

課題の 2 つ目として、公共施設が立地する浸水が想定される区域の浸水対策と、公共施設等の再配置の検討が必要、が挙げられます。図の中の水色で示される 0.5m 以上の浸水が想定される区域に、保育所、保健センターなどの公共施設がみられる黒色で囲われた地域があるため、浸水対策や公共施設等の再配置の検討とともに、施設利用者の状況に応じた適切な避難行動が必要です。

課題の 3 つ目として、避難所 500m 圏域に含まれない地域において、避難ルートの確立などの確かな避難行動の検討が必要、が挙げられます。図の中の緑色の点が指定避難所を示しています。指定避難所から 500m 圏域を、黄緑色の円で示しています。逢妻川流域の浸水想定区域において、避難所からの徒歩圏 500m 圏域に含まれない地域がみられ、効果的な避難ルートなど、個々に事前の

避難対策を検討することが必要です。また、500m圏域の補助的な避難施設として、自主防災避難所等の配置等について検討が必要です。

続きまして、資料の 25 ページに移ります。

課題の 4 つ目として、浸水が想定される区域内の高齢者の確実な避難に向けて地域の共助による避難対策が必要、があげられます。図の中でオレンジ色や赤色で着色されている区域が、高齢者人口が多い区域となっています。黒丸で示される浸水が想定されている地域には、高齢者も居住しており、自助だけではなく共助による避難行動を行う必要性が生じることが想定されます。このため、避難において配慮が必要な高齢者等を踏まえた上で、地域ごとの特性に応じた避難対策の検討が地域のコミュニティ強化とともに必要です。

課題の 5 つ目として建物倒壊等氾濫想定区域の一部の住宅において、早期の防災情報収集と情報に応じた避難所等へ避難が必要、があげられます。図の中で、青色で着色されている区域が建物倒壊等氾濫想定区域で、逢妻川及び猿渡川の一部の沿岸において家屋倒壊等氾濫想定区域がみられ、このような地域では、屋内での垂直避難ではなく、早期の情報収集と降雨や河川水位などの情報に応じた避難所等への早めの避難が必要です。

続きまして、資料の 26 ページに移ります。

以上の課題を踏まえ、知立市における防災まちづくりの考え方について説明します。河川改修をはじめとするハード対策を行うことで、浸水リスクの低減を図ることができますが、ハード対策には費用と時間を必要とします。市民主体の実践的な防災訓練や、住民及び事業者による地区防災計画作成支援など地域防災力の強化と地域コミュニティの維持など、共助によるソフト対策を重点的に進めることで、災害リスクの低減が可能であると考えられます。居住誘導区域の一部において、浸水区域が含まれていますが、今後、自助・共助・公助による防災・減災対策を進めることで、誰もが安心して、住みたい身近な生活圏を構築します。

防災まちづくりの考え方を踏まえ、防災上の課題に対応する取り組み方針を 3 つ定めます。

- 1 つ目は行政・市民・民間などの連携による避難対策の充実
  - 2 つ目は公共施設機能充実等および避難所等の確保
  - 3 つ目は河川改修等のハード対策の促進
- とします。

続きまして、取り組み方針ごとの具体的な取組施策について説明します。取組方針①、避難対策の充実における具体的な取組施策として、浸水被害が想定される地域では市民への情報伝達手段の多様化を推進します。また、市民主体の実践的な防災訓練や住民及び事業者による地区防災計画作成支援などを行うことで地域防災力を高めるとともに、自助避難に配慮が必要な高齢者などを地域で支える地域コミュニティの維持による共助を進め、行政、市民、民間などの連携により避難対策の充実を図ります。

取組方針②は、資料の 27 ページになります。

取組方針②、避難所等の確保及び機能充実の具体的な取組施策として浸水区域に立地する公共施設において、利用者の安全確保のための再配置検討・防災機能充実を図ります。また、500m圏域をカバーする補助的な避難施設として自主防災避難所等の配置等について検討し、安全に避難できる避難ルートの確立・避難所の確保を図ります。

取組方針③、河川改修等のハード対策の促進の具体的な取組施策として浸水被害の軽減を図るため、逢妻川及び猿渡川における河道拡幅、河床掘削等の河川改修を促進するとともに、下水道

施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進します。また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設の設置を促進することで、災害リスクの低減を図ります。

以上の内容で、具体的な取組、施策に関しましては、資料の 26 ページから 28 ページに記載がされています。

資料の 28 ページに移ります。

防災まちづくりの評価指標の設定について説明します。防災まちづくりにとって、地域の自主防災活動による地域防災力の確保が必要不可欠となります。このことを踏まえ、進捗状況を把握していくため、評価指標を自主防災会の防災訓練実施地域数を現況値の 28 地域から目標値として現状維持の 28 地域に設定します。

以上で、知立市立地適正化計画の改定について説明を終わります。

#### 【磯部委員長】

ありがとうございました。ただ今、改定内容について説明していただきました。それでは皆様と議論していきたいと思いますが、防災指針の前までの前半と、防災指針以降の後半の 2 つに分けて進行したいと思います。まずは資料の前半ですが、

皆さんからご意見をいただきたいと思います。

#### 【高木委員】

防災ママかきつばたの高木です。お聞きしたいところが 2 点ありまして、「知立市立地適正化計画策定委員会 第 1 回 資料」の 15 ページの施策 4 の 2 番目、まちなかウォークブル推進事業のところで、先ほどのご説明にもあった通り、車に頼らず歩いて行けるまちづくりとおっしゃっていたので、歩いて行けるという点は、私自身、知立市に来た当時は、ベビーカーを使いながら街中を歩きまわっていましたが、まちづくりをされている時に、まちなかウォークブル推進事業にバリアフリーは含まれるという認識であっているのかということと、もう 1 点が、19 ページで、ここだけではないのかもしれませんが、人口密度目標達成による効果の生活支援施設数で、高齢者福祉施設が入っているので、子育て支援施設の児童館等というのはおそらく児童館の数ではないかと思うのですが、私自身の子どもも通っているのですが、放課後等デイサービスという発達に遅れのある子どもたちが通う施設が知立市内にもたくさんあると思いますので、その数も入れられたら良いのではないかと思います。

#### 【磯部委員長】

ありがとうございました。事務局からお答えいただければと思います。いかがでしょうか。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。まず 1 点目のまちなかウォークブル推進事業の話ですが、知立市ではユニバーサルデザインという言い方をしていますが、ただ単純にバリアを無くすのではなく、どんな方も使いやすい、歩きやすい、利用しやすい公共施設や道路を目指しているということで、ユニバーサルデザイン基本計画を平成 30 年に策定しており、名鉄知立駅周辺の整備にあたっては、その計画に基づいて進めています。

まちなかウォークブル推進事業というのが、道路などの公共空間をただ単に交通処理をするだ

けではなく、そこで、もう少し面白いことを進めていけるような制度ができ、そういった取り組みを今後進めていきたいということで記載をさせていただいています。当然、バリアフリーについても進めていきます。

もう1点、居住誘導区域内の生活支援施設として、色々な施設を挙げさせていただいていますが、施設は、人口があるからその施設が成り立つ、その施設があるからそこが住みやすくなるという、関係があります。目標値を人口密度としていますが、それによって生活支援施設が維持され、ますます住みやすいまちが維持されるということで、この効果としています。

実際、この5年で施設数が少しずつ増えているのですが、人口も伸びていて、それだけ生活支援施設が増えているということは、市にとっても大変メリットがあります。ご指摘のあった発達に遅れのある子どもたちが通う放課後等デイサービスも立地状況は適宜把握させていただきますが、本計画の効果を確認においては、児童センターと児童クラブとしています。民間の施設などの立地も重要であるため、ここには数値が書いていませんが、事務局として把握していきたいと思っています。

**【高木委員】**

ありがとうございます。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

**【事務局】**

1点補足をさせていただきます。目標値の設定で人口ビジョンという言葉が何回も出ていますが、知立市の将来の人口推計を示した人口ビジョン第1期を平成27年度に策定しています。当初それに基づいてこの立地適正化計画を作ったのですが、当初の見込みよりも人口の伸びが多かったため、上方修正する形で人口ビジョンの見直しが行われました。この目標の数値自体が変わってくるので、ここは機械的に数値を直した形にはなりますが、そういう意味で、目標値の人口密度が上がっています。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。

**【高木委員】**

今お話を聞いた中で、後で個人的に調べようかと思ったことが、目標値や現状も教えていただきましたが、他の市と比べてどうなのかという比較対象がないと、知立市がどうなのかという把握がなかなか難しいと思うので、パブリックコメントを取られる時には、そのような情報もあれば、市民の方は、分かりやすいと思います。

あと、人口密度は、多すぎても良くないと思いますし、維持していくにしても、丁度良い人口密度というものを優しく教えていただけますと、嬉しいなと思います。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。パブリックコメントについては、お配りした冊子のような計画書と分かりやすく概要をまとめた概要書を作りますので、それを見ていただいて、市民の方や皆様からのご意見をいただきたいと思っております。資料5ページの右側に西三河各都市の市街化区域の人口集積状況という表がございまして、これは西三河地域の都市の人口と、市街化区域の面積、市街化区域の人口密度が書いてあります。この表を見ていただくと、例えば、知立市が63.9人/ha、豊田市が63.9人/ha、刈谷市が60.1人/haとなっており、愛知県内でみても知立市はかなり高い数値になっています。こういった資料は計画書にも記載していきます。

人口密度が高すぎるのはどうなのか、ということですが、国が示している、都市計画運用指針では80人/haを目指していけると都市の持続にとっては理想だという数字があります。80人/haというのはなかなか難しいと思いますが、居住誘導区域で70人/haを目指しているということは、良好な数字だと考えています。

**【高木委員】**

近隣市の状況も分かりました。ありがとうございます。

**【磯部委員長】**

広い面積にたくさん人がいても、「まち」らしくないと言われておりまして、「まち」らしくなるためには、人口密度という指標が分かりやすい。人口密度によって商業施設や交通施設などが維持できる、という形になるので、人口密度は大事な指標だと思います。

**【新美委員】**

知立市全域の人口密度ですか。

**【磯部委員長】**

市街化区域の人口密度です。市街化調整区域は、いわゆる農村部になりますから、市全域で見れば、面積に農地も加わるため、人口密度は低くなります。

**【新美委員】**

都市機能誘導区域内の事業所・従業者数が示されていますが、これも市街化区域という意味なのですか。現況値で812事業所とありますが、現在知立市内には約2000強の事業所があります。これはどの範囲の数値になりますか。

**【事務局】**

都市機能誘導区域が範囲となります。

**【新美委員】**

知立市については、この数値を見ると人口の維持は当然できて増えているということなのですが、商工会の観点から見ますと、事業所数については、大きく言えば380万社ほど全国にあるのですが、そのうち中小企業等は99.7%で、大企業の本数は本当に少しです。そのうち、経営者の年

年齢が 70 を超えており、かつ後継者がいないと言われていたのが半分ぐらいになります。やはり、100 万単位で事業所が減少していくという状況に危機感を抱いていて、私も会社をやっている関連で地域をずっと回っておりまして、色々と危機感を持っています。そのような中で、こういうエリアなので、少し考え方は違うと思うのですが、知立市は 4 キロ四方で、山や大きな未利用地が少ないので、このような見通しで良いのかと、全体的なことから、これは違うなど感じているので、後継者問題なのか、何が根拠となっているのか知りたいです。

#### 【磯部委員長】

事業所も色々な規模や業種があつての数字だと思いますので、知立市のまちなかはこのような状況になって、将来どういう状況になるのかということが気になるのかと思います。

#### 【新美委員】

現実、商店街などを見ていて、閉店しているところもあり、後継者がいないためやめてしまい住宅になっています。私は元々、山町に住んでおり、商店街が並んでいたのですが、ほとんどやめてしまい、ほとんどが住宅に変わっていることを考えると、非常に、危機感を抱きます。その辺りがどうなるのかと思います。

#### 【事務局】

新美委員ご指摘は、数字上はその通りであり、事業所数は減っていますが、従業者数はそのまま減っていないので、例えば、後継者問題などを含め、比較的小規模な事業所が減ってきているのではないかと捉えています。知立駅周辺で、色々投資をして整備を行っていますので、事業所を増やしていきたいということで、この目標値、効果を挙げさせていただいています。そのため、居住が増えるということについては、働く場所があればそこに居住するという関連性がありますので、そういった意味で、事業所数を増やしている、増えていく効果として数字を捉えています。

#### 【新美委員】

見方が我々と少し違うのだと思いますが、私も事業所数を増やしていくことには賛成ですが、ただ、世の中の流れというものがそういう傾向だということに対して、何か助けがあれば良いのですが。

#### 【磯部委員長】

事業所の中にも住民のためのサービスや、飲食店など色々あると思いますが、それぞれしっかりと維持できるという話と、交通の利便性を踏まえて、市民だけではなく、周辺の人たちも集まって利用できるように、また、2 次産業、色々な企業や研究所、事務所など、交通の利便性が良いからここに来たいという事業所が増えてきたら、知立市として、何が望ましいのかといった議論ができて、計画に反映できると思います。

#### 【隅田委員】

今の話が続いて、事業所の関係の話なのですが、国道 1 号線沿いに多くの大企業が事業所を構えています。100 人規模の事業所がかなり並んでいるのではないかと思います。

それと、人口についてですが、知立市の中でも人口が増えている地域と、高齢化が進んで人口が減少している地域、それを把握していく必要があるのではないのでしょうか。人口減少地域の、立て直しなど、どう維持していくかということを考えていかないと、地域のコミュニティが崩壊してしまうのではないかという部分が知立市の中でも出てくるのではないのでしょうか。知立駅の周辺にしても、区画によっては一人住まいの老人ばかりのところもありますので、そういったところをもう少し具体的に見ていかないと、まちなかだから人が多く、外れだから人がいないということではなく、生活、就業環境によってはかなり各地域の高齢化が進んでいますので、そういったところを徐々に調整していくことが必要になるのではないかと思います。

#### 【磯部委員長】

ありがとうございます。事務局、お願いします。

#### 【事務局】

新美委員と隅田委員のご意見の通り、事業所数は少し減っていますが、従業者数が増えており、資料の 7 ページにも数字が載っているのですが、隅田委員にご指摘いただいた通り、市民が知立市に通うということもありますし、市外から知立市に通っていただくこともありますので、そういった形でいわゆる昼間人口も伸ばしていきたいというのが市の考え方です。特に、中心市街地の今開発を行っているエリアというのが、新たなまちづくりを行っていますので、そこで事業所の立地を促していきたくというのが、市としての考え方です。

高齢化につきましては、資料の 8 ページの左側に、例えば、人口の増減数や世帯数の増減、右側の図には高齢者人口密度を掲載していますが、ご指摘の通り、人口が減っているエリアと増えているエリアがあります。例えば、昭和団地のところでは人口が若干減っており、その代わり、名鉄知立駅周辺ですと、人口が増えている。これは、その時々その街の、エリアごとの世代というものがあり、その入れ替わりが徐々に起こってきています。世代が変わったり、新しい入居者がそこに入ったりということで、順番にサイクルが生まれてきている過渡期だと捉えています。

#### 【磯部委員長】

人口密度の増減も考えて対策もしていくということですね。それでは、鈴木委員お願いします。

#### 【鈴木委員】

人口の話が出ましたので、関連して私の方からも質問させていただきたいと思います。資料の 3 ページに人口ビジョンが掲載されていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計が過少であったということで、第 2 期では、伸ばしたという説明で、これを元に算出された、居住誘導区域の目標値の人口密度が伸びるということでした。

ただ、今、知立市の人口の最新状況を見ると、直近の状況で 72,183 人、1 月で 72,038 人、去年の 1 月は 72,087 人ということで、ほぼ横ばいの状況で続いているような感じになっています。恐らく、新型コロナウイルス感染症の前までは名古屋市もかなりの勢いで人口は伸びていましたし、知立市は名古屋市へ通勤している人も多いですし、その効果もあって、人口増の時期があったと思うのですが、ここに来て新型コロナウイルス感染症があり、名古屋市の人口も伸びが鈍化していますし、新型コロナウイルス感染症が収まってきて、やや戻りつつあるのですが、以前の

推計よりは、それほど伸びてないのではないかというのが私の見解です。そのため、これを見ると、以前の国立社会保障・人口問題研究所の推計とかなり近い状況になってきているのではないかというような感じです。

そのため、2037年に約76,000人を見込んでいて、それを元に出された人口密度が、結構高い目標だと感じていますので、目標としてまず掲げられるというのは良いとは思いますが、少し状況を見ながらモニタリングをしっかりと見ていただいて、外れる可能性が高いようであれば、修正していくということも必要かなと思います。

もう1つは、都市機能誘導区域の設定なのですが、文字が小さくて凡例がよくわかりません。これは青い線が都市機能誘導区域ということでよろしいですか。あと、図中の青とピンクのハッチで書かれているものが何かよくわからないので、そこを説明していただきたい。また、第6次知立市総合計画で改定された将来都市構造図では、都市的機能整備ゾーンの書きぶりが結構変わってきているのですが、一方で、都市機能誘導区域の設定では変化なしということで、第6次知立市総合計画の改定に伴い、都市機能誘導区域の方針の何が変わったのか、先ほどウォーカブルという話があったと思うのですが、多分その辺りが回遊性の向上のところに反映されているのかと思ったのですが、何がどう変わったかということをお答えいただければと思います。

#### 【磯部委員長】

鈴木委員からのお話がありました。ご回答をお願いします。

#### 【事務局】

ありがとうございます。まず人口については、鈴木委員のおっしゃる通りで、今までずっと右肩上がり伸びていたものが少しずつ停滞をしてきています。知立市としては、人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人口推計をしているのですが、色々な施策を進める中で、人口を大体76,500人ぐらいをピークとして目標に挙げており、そこまで人口を伸ばしていきたいという計画になっています。

そのため、単純に、今いる人たちが、生活をして、年を重ねて、亡くなられて、今いる若い人たちが子育てをして、ということになると、この国立社会保障・人口問題研究所の数字にすごく近くなると思うのですが、今回、居住誘導区域の見直しをさせていただいた26haの市街化編入も、人口の伸びの受け皿として、住宅用の土地区画整理事業で土地利用転換を図っていくということが1つの施策になっておりまして、色々な施策を行うことで人口を目標まで伸ばしたいという考えですので、今後、乖離が少しずつ生まれ、人口ビジョンが改定されれば、立地適正化計画の改定は必要になってくると思います。

2点目の、資料の13ページ、都市機能誘導区域の設定の図について、ピンク色と青色の凡例の文字が小さくて申し訳ございません。土地区画整理事業の区域になっておりまして、ピンク色が現在事業化している知立駅周辺土地区画整理事業で、青色が今後事業化を目指しています、駅南土地区画整理事業のエリアになっておりますので、都市機能誘導区域の中で面的な再整備を行っているということです。

次に、第6次知立市総合計画改定後の都市的機能整備ゾーンは、少しコメントが変わっていますが、ご指摘の通り、回遊性を高める移動空間の整備がウォーカブルであることや、新たにつくられるまちづくりで生まれる公共空間を活用していきたいという思いで、このような表現となっ

ています。図を見ていただくと、赤く囲った点線の区域自体は変えていないので、都市機能誘導区域も今回変更はしないという考えです。

**【鈴木委員】**

都市の施設の方針や、居住区域の中の整備方針は、すこし変わるということですね。

都市機能誘導区域の設定については変更しないということで理解したのですが、ウォークブルを高めるということに関して、施設誘導の方針などは変わらないということですか。

**【事務局】**

公共空間をどう使っていくのかという、ある意味ソフト的なところを考え方の中で、総合計画では一部改定しておりますので、都市機能誘導施設につきましては、商業施設や健康増進施設など変更する予定はございません。

**【鈴木委員】**

基本的には都市機能誘導区域はそのままということですね。わかりました。

**【磯部委員長】**

竹山委員、お願いします。

**【竹山委員】**

私は、市境の辺りに住んでおり、市内は渋滞が多いので、市外のスーパーなどに行くことが多いのが現状で、自動車依存を下げることによって公共交通機関を使いましょうという話もあると思うのですが、実際に聞く自動車依存は、子育て世代の方々が強いと思います。

市内の渋滞の改善など、何で困っているのかということをおパブリックコメントで募集することはあるのかを教えてください。

また、車を止められる公園が知立市内には少ないのではないかと考えています。子どもと行きたいけれども駐車場がないし、どうしようかなと思うことが多いので、市外に行ってしまうのですが、例えば、公園の広場の一部を車が止められるスペースに変えるなど、賛否両論あるかもしれませんが、こういう方法はどうかと思うので、教えていただけたらと思います。

**【磯部委員長】**

事務局お願いします。

**【事務局】**

市境に近い所にお住まいだということで、例えば安城市や刈谷市のスーパーに買い物に行くということはありますし、知立市の中で全てを完結できるというものではありませんので、商業施設やグラウンド、体育館などは市外の人でも施設を使えたりしますので、そこは共存しながら生活していけたらと考えています。また、何が困っているのかというご意見のいただく場面については、先日の総合計画のアンケート調査や今回、パブリックコメントをさせていただくので、ご意見をいただいたり、色々な場面でご意見いただけるようにはしているつもりですが、なかなか

希望通りにはならないかもしれないので、またアドバイスがいただければと思います。

あと、車で公園へ行けるようになるとよいということですが、知立市の公園だと比較的中規模な公園までしかなくて、街区公園といって、100m×100mが1haなのですが、1haぐらいある公園が4かありまして、草刈公園には体育館もあるため駐車場があるのですが、それ以外は駐車場がない状況です。やはり地域の人達が利用する公園なので、歩いて来ていただくことが原則なのですが、ベビーカーでそこまで歩くのかというところもあるので、例えば、障がい者の方や妊婦さん、小さいお子さんを連れてこられる方が遊びに来られるような環境整備は必要だと思っています。それについては、今後の課題とさせていただきます。ありがとうございます。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

**【山下委員】**

資料の17ページの知立蔵福寺地区の市街化編入に生活支援施設の誘致と書いてありますが、19ページの表の居住誘導区域内の生活支援施設数の将来の施設数が現況と変わっていないのですが、どのような意図なのか教えてください。

**【磯部委員長】**

事務局、お願いします。

**【事務局】**

居住誘導区域内の生活支援施設数が139施設で現状維持を目標にしていますが、現状維持という、若干消極的な数字になっていると思いますので、今のご指摘いただいた知立蔵福寺地区が26.6haという、割と大きな面積を持っておりまして、当然これだけの面積があると、生活支援施設が必要になってくるのではないかと思いますので、1度検討させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

**【山下委員】**

あわせて、目標値のところでは気になったのですが、中間値を書きいただいているのですが、補足説明で、新型コロナウイルス感染症の影響で減っているというご説明がありましたが、だとしたら、これはあまり参考にならない値なので、別の年の値を入れた方が良いのではないかと思います。

**【事務局】**

2020年が令和2年になりますので、まさに新型コロナウイルス感染症のど真ん中ということなのですが、データには国勢調査の値を使っており、令和2年が国勢調査の年になるので、その数値の表記となっています。しかし、現実的な数字は捉えていく必要があるため、整理していきたいと思っています。

**【山下委員】**

今、補足していただいたので理解しました。

**【磯部委員長】**

資料の数字としては正しいのですが、解説した方が良いので、先ほどは口頭で解説されていまして、文章として載せておいた方が親切だと思います。

他にはよろしいでしょうか。それでは後半の防災指針についての議論させていただきます。ご意見はございませんでしょうか。

**【山下委員】**

資料の 28 ページ、評価指標の目標値が 28 地域とありますが、この分母が分からないので目標値がこれで良いのか判断ができません。全部で何地域あるのですか。

**【磯部委員長】**

どのように把握すればよいかということですが、いかがでしょう。

**【事務局】**

評価指標で示されている 28 地域の分母については、知立市全体の自治防災会の数が 28 地域あるということで、全体を示しております、その全体の 28 地域に、将来的にも引き続き防災訓練を実施していただくということで目標値に設定しております。

**【山下委員】**

わかりました。100%ということですね。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。では高木委員、お願いします。

**【高木委員】**

何点かあるのですが、資料の 21 ページ、災害リスクの分析というところから、ハザードマップを使って色々書いてあるのですが、ハザードが起きる、色が発生するというのが、どのような基準で起こるのか、ハザードマップを良く見ると、どれくらいの降雨量でそうなるのかという記載があったりするのですが、分かりやすい基準で示されると良いと思います。

2つ目、現在のハザードマップは、令和4年、昨年新しくなったばかりというところもありまして、もしかしたら、この立地適正化計画のデータとずれるかもしれないのですが、ハザードは大分変わってしまいました。私の住んでいる地域もこのハザードエリアになるのですが、改定する前は 0.5m から 1.0m だったのが、3.0m から 5.0m ぐらい、2階まで浸水してしまうというような判断が変わったので、そうなるのと、備えておくものや心構えなどが大分変わってくるのですが、ハザードマップが改定されて大きく変わったところは、住んでいる方に教えてほしいと思います。ちなみに、私の地域では知っている人が少ないと思います。全戸に配布はされているのですが、多分、知らない人の方が多いのではないかと思います。

3つ目は、立地適正化計画の冊子の39ページに空き家ありまして、空き家が増えてきたという記載があるのですが、空き家は防災の観点からすると、火災の心配や、地震が起こった時には倒壊しやすいのではないかとこのところがありますので、その辺りも記載していただくと良いのではないかと思います。

洪水がメインになってくるのですが、知立市の特性として火災も防災の指針として入れられる方が良いのではないかと思います。私自身も、知立市に前々から住んでいる人から聞くと、知立市は、家屋が密集していて消防車が入れない地域が結構あるということを知っているのですが、そういった地域については、今後どうされていくのかということも知りたいと思います。

17ページの知立蔵福寺地区について、浸水区域を含まないということが明確に入れられています。ところが、災害リスクが一切ないというわけではなくて、結構揺れやすい地域のすぐそばであり、現在、この地区は農地になっていると思いますが、地中に水分を結構多く含んでいるのではないかと思いますので、もし地震が起こった場合や、内水氾濫も起こるかもしれませんが、液状化が起こる地域でもありますので、ハザードリスクがないと捉えられるような書き方をするのはどうなのかと思います。

続きまして6番目が、資料の27ページにマイタイムラインの作成支援とあります。マイタイムライン（個別防災行動計画）と書かれていて、これは、知立市民全員のことを言っているのか、配慮が必要な方のための、個別支援計画のことを言っているのか、どちらを指されているのかということと、右の表の下から2番目にある、浸水想定区域付近の自主防災避難所の運用等について、企業が知立市と協定を結び、自主防災避難所としてやっていくというイメージなのかということを知りたいと思います。

あと、その下にある、浸水想定区域に立地する公共施設等の浸水対策や再配置の検討ということで、特に気になったのが、知立保育園が3.0mぐらい浸水する想定だと思っているので、知立保育園は再配置されるのだろうと思っているのですが、そういうこと考えられているのかということと、緊急輸送道路の周辺の耐震化について、災害が起こった時に、緊急輸送道路が通れないとどうしようもないと思っているので、その周りの耐震化についても、取組施策に、もし入っていないならば、入れられた方が良いのではないかと思います。それと同時に、どの地域もそうなのですが、公共施設しか入れられていなくて、実は民間の施設は耐震化が全然進んでいなくて、公共施設が倒れなくても、民間施設が倒壊していたら意味がないと思いますので、耐震化を同時に進めていただけるようなことができれば良いと思います。

最後に、先ほど山下委員もおっしゃっていましたが、資料28ページの防災まちづくりの評価指標の自主防災会の防災訓練実施地域数なのですが、私としては、活動の有無に加えて、何人その地域の人が参加しているか、役員だけなのかなど、そういった実際の調査が必要なのではないかと考えているのですが、それをどう取って行かれるのかを知りたいです。

#### 【磯部委員長】

恐らく、この立地適正化計画の中の防災指針に直接絡む話と、他の政策で十分検討されている部分があると思うので、それを整理してお答えいただければと思います。

#### 【事務局】

災害リスクの分析ということで、資料20ページの降雨の規模が分かりづらいということで、計

画規模（L1）に関しましては、50年から100年に1度の降雨、想定最大規模（L2）に関しましては、おおむね1000年に1度程度の最大規模の降雨の浸水と記載させていただいており、愛知県が出している整備計画等を見ると、1日にどれくらい降ったかということに数字として載せている状況ですが、ハザードマップなど市民のみなさんに配布する資料に記載があります。

ハザードマップを令和2年から令和4年にかけて修正しています。現状のハザードマップは、この想定最大規模、おおむね1000年に1度程度の最大規模の降雨による浸水による解析結果を反映したものとなっており、それを全戸配布させていただいている状況で、以前のハザードマップより頻度の高い降雨に対してのハザードマップとなっています。そのため、改定時にハザードマップを全戸配布させていただくとともに、毎年、広報でお知らせしています。

知立蔵福寺地区に関しての記載については、災害がないという意味ではなく、浸水区域を含まないという表現にしています。

資料27ページの具体的な取組施策の中で、マイタイムラインの作成支援というのがあります。これは、個別防災行動計画のマイタイムラインというものがありまして、特定の方だけではなく、市民の皆さんにマイタイムラインを作成してほしいということで、ハザードマップに記載させていただいており、作成の支援を継続的に行っていきたいと思います。

浸水想定区域付近の自主防災避難所の運用等について、補助的な避難施設の設定について検討するなかで、指定避難所から500mに含まれないエリアをカバーできるように今後、公民館や企業との協定や話し合いの中で、地域の公民館を補助的な避難施設として位置づけるなどを関係部局と協議しながら検討していくということです。

また、民間の企業に関しましては、災害時には避難場所として貸していただけるような協定を結んでいくということ、今後検討していく予定です。

資料28ページ、自主防災会の防災訓練実施地域数の指標について、28地域と説明させていただきました。個別の数字に関しましては、どれだけの人数の方が参加したかなど、今後把握していくことは必要だと考えています。

知立保育園が浸水区域に入っているということについて、再配置に関しても今後の検討課題だと考えています。

緊急輸送道路等、地震に関連する計画に関しましては、地域防災計画等で対応していく考えています。

#### 【高木委員】

防災指針として、水害だけではなく火災についても記載されたらどうかということ、空き家についても、リスクがあると思ったので、何か記載されると良いのではないかと思います。そのことについてはどうでしょうか。

#### 【磯部委員長】

今回の防災指針は、立地適正化計画を作るための防災指針です。資料20ページに、立地適正化計画のための防災指針としての災害リスクは水害による分析を行うこととしています。対象外の災害を無視しているわけではなく、市としては色々な防災計画を個別で持っており、その中で対応していくこととなります。同じ内容を2つの計画にまたがって進めてしまうと、どちらが本当なのかわからなくなってしまいますし、防災に関する基本的なところは、他計画で対応し、立地適

正化計画のために必要なところだけに限って記載をしていく事でよいと思います。

**【高木委員】**

ありがとうございます。

**【磯部委員長】**

それでは鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

先ほど高木委員がおっしゃられた浸水ハザードエリアのL1、L2について、確かに一般の方にはわかりにくいと思います。1000年に1度や100年に1度と言われても、多分イメージしにくいと思いますので、雨の降り方で、1時間の雨量が大体このぐらいで想定して計算します、だけど、1000年に1度だとすればこれぐらいですよ、という表現にした方が分かりやすいと思います。

それから、最近の災害の傾向で多いのは、いわゆる内水被害です。居住地に降った雨がはけないうことによって、浸水する被害が起こっており、私が関わっている宮城県の丸森町では、4年前の台風が来た時に浸水してしまったのですが、それは基本的に内水氾濫であり、内水氾濫の危険性がこの地域でどのくらいあるのか、考慮しておいた方がよいと思います。

最後は、やはり1番悩ましい問題なのですが、今のご提案では、L2では浸水深が5.0mになるような浸水リスクがあるエリアがあり、基本的には居住誘導区域は変えずに、防災対策でリスクを軽減することだと思いますが、避難場所から500mを超えるようなエリアで、かつ浸水深5.0mに近いようなエリアなども居住誘導区域に含まれており、お年寄りは、なかなかすぐには動けないということもあるので、そのような地域を敢えて居住の区域に含めずに、今後居住を誘導していかないということも考えられるのではと思います。

ちなみに、今日の日経新聞に関連する情報が出ていて、市街地の水没危険区域が、過去20年で60万人、これは日本全体で増えているということで、この地域だけではなく、全国でも浸水区域にかなり人口が増えてしまっているということがありますので居住誘導区域に含めるかどうかの検討をしていく必要があると思います。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。事務局、お願いします。

**【事務局】**

資料の20ページで示している、ハザードの洪水と高潮は、外水の影響によるものということで示させていただいています。今後、内水ハザードマップを策定する計画もあるため、整理できた段階で防災指針の見直しを行うなど検討したいと考えています。

居住誘導区域に浸水エリアが含まれる点についてですが、先ほど高木委員から質問があったように、補助的な避難施設の設置について取り組んでいくことで、避難所500m圏域から外れる人も補助的な避難施設に避難ができるように、考えていかないといけないと思っています。その500m圏域から外れる人をなるべくなくすような方向で、公民館を補助的な避難所として設定することや、一時的に企業の所有する高いところに避難させていただくなど、そういう取組みを進めてい

くことで、その浸水エリアがある居住誘導区域に住んでいる方も、安全に避難できるように進めてくことで、防災減災対策を実施することにより居住誘導区域は現状のままで計画していきたいと考えています。

#### 【磯部委員長】

最後の部分はかなり難しいことだと思いますが、鈴木委員もわかっていると言われていると思います。

皆さんの住んでいるところが、制限されることになると、やはり制限を嫌がられる事もありますし、そもそも制限されたくないという人も多い中で、何を持って安全と言えるのか、ということと皆さんと一緒に考えて行く必要があると思います。行政が安全を守ってくれるわけではありません。自分でも安全を守らなくてははいけない。そのきっかけになるようなものが、この防災指針だと思います。うまく、皆さんの意見、意識を高めていくことになれば、それなりの役割はあると思います。ただ単純に居住誘導区域だから安心して住めるということではない、ということであり、危機感を認識しつつ居住していくことになるとと思います。

#### 【高木委員】

私の家の前が内水氾濫を起こしていて、以前はハザードが 0.5m から 1.0m でしたが、3.0m から 5.0m に変わったところに私自身も住んでいまして、内水氾濫を実際に経験したのですが、本当に、一部地域だけなので、だからこそ、そこを実際に見にいかないと気付かないくらい静かに起こっていて、鈴木委員がおっしゃっていた通り、内水氾濫が起こってからの逢妻川の氾濫など、まさかないだろうと思われるかもしれませんが、そこがあふれたら、もう死ぬしかないということとは正直あります。

その中で、生きる可能性を高めるために色々な施策は個人的には打ってはいるのですが、基本的にはここの住民の人は、浸水深が上がっていることを知らないと思います。知っているのと知らないのとでは、やはり全然違ってくるかなと思います。実際に内水氾濫はしていたので、発言させていただきました。

#### 【鈴木委員】

愛知県でも、もっと西の地域というのは知立市よりも低いエリアがあり、海拔 0 メートル地帯とよく言いますが、そういうエリアが沢山あるのですが、逆にそういう場所だからポンプ施設などを結構しっかり整備していて、内水が溜まらないようにしているところもあります。

知立市のポンプの整備状況は把握していませんが、どのような状況でしょうか。

#### 【磯部委員長】

事務局、いかがですか。

#### 【事務局】

下水道施設として逢妻川流域の内水排除のためのポンプ場施設が 1 箇所あります。

**【新美委員】**

知立市は福井県鯖江市などと防災協定を結んでいます。協定の内容はどのようなものか。

**【危機管理局】**

現在、協定を締結しているのが愛知県外の6市で、福井県鯖江市、富山県魚津市、岐阜県下呂市、滋賀県栗東市、長野県伊那市、石川県能美市と協定を締結しています。地震、風水害などの大きな災害が対象になりますが、お互いに助け合うということで、協定市が被災すれば、知立市が支援し、逆に知立市が被災すれば、協定市から支援を受けるという、お互いに助け合う協定になっています。

**【新美委員】**

それは、人が行って助け合うということですか。例えば、向こうから避難してきた人の受け入れなども想定しているのですか。

**【危機管理局】**

基本的に人の支援です。職員など人の支援もありますし、物資なども対象です。当然、大きな地震ですと、物資が足りなくなった場合は物資の支援をします。避難施設も、状況によっては考えていくと思いますが、包括的な協定となっておりますので、お互いに助け合うという考えの協定です。

**【磯部委員長】**

この防災指針ができた理由は、ハザードマップのようにかつて被害を受けたところをまちとして続けていっても良いかどうか、という議論がありました。まちではなくすとすると、今度はこの国道155号と国道1号の交わったところのまちがなくなり、もう知立市ではなくなってしまいうわけです。かつては被害を受けたが、頑張って防災対策を整備して、みんなの意識も高め、まちとして維持していきたい、そういうことでこの防災指針があるということ理解していただければ良いと思います。

他にいかがでしょうか。

**【新美委員】**

知立市では昼間人口が夜間人口に対して81%ほどですが、刈谷市だと123%ほどあり、豊田市では110%、安城市が105%近かったと記憶していますが、このような状況は、知立市がベッドタウン化しているということだと思います。ですから、知立市のまちをどうしていくのかというビジョンというか、いわゆる昼間人口を西三河の周辺都市並みに伸ばし、働く場所や知立市に訪れてもらうことなどがとても重要だと思います。目標の定め方というのが、住む人だけの問題なのか、まちの発展とは何かということが、やはりそのまちのビジョンとして必要ではないかと思うので、人口の問題など少し見方を変えてほしいです。

**【磯部委員長】**

おそらく総合計画にもあると思いますが、また確認していただければと思います。

**【事務局】**

新美委員のおっしゃる通り、知立市の昼間人口は概ね 0.8 となっており、一つの課題であると認識しているが、立地適正化計画では、都市機能誘導区域の事業所数について把握していくこととしており、総合計画や別の計画で事業所の誘致などを進めていくべきだと考えています。

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。他にご意見がなければ、計画の改定については、事務局で皆さんの意見をまとめて、修正していただいて、私が目を通します。それをまた次回、皆さんにお示しするというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員】 了承**

**【磯部委員長】**

ありがとうございます。それでは次に次第 3 その他に入りますが、事務局、説明をお願いします。

**【事務局】**

第 2 回の策定委員会の日程ですが、10 月 25 日の 10 時から調整させていただいておりますので、後日改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【磯部委員長】**

ありがとうございました。

では、これを持ちまして、第 1 回知立市立地適正化計画の策定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。